

第63回宮崎県国土利用計画審議会 委員からの意見・要望に対する回答

委員	分野	意見等(原文)	回答	担当課(参考)
宮崎大学地域資源創成学部教授 熊野 稔 委員	都市	雨水制御の検討や水利計算等で、下流域での洪水リスクは出来るだけ抑制していただくようお願いしたい。	森林法に基づく「林地開発許可制度」では、水害の防止の観点からも許可基準を設けております。河川管理者等との協議等のうえ、開発地の下流における流下能力を考慮し、開発中及び開発後の流量を開発前の流量以下に調整できる洪水調整池設置等の措置を講ずることとしております。	自然環境課
一般社団法人宮崎県バス協会専務理事 児玉 英明 委員	交通	前回の会議で、太陽光発電施設建設により、自然が破壊されていくとの話があったと思いますが、今回の整理番号1の地区については、森林地域の中心部分からの開発となっておりますが、将来的にはこの森林地域全域が開発される可能性があるのでしょうか。	西都森林地域1は、森林法に基づく林地開発許可地で開発が完了した区域となっております。 林地開発許可時は環境の保全の観点から、開発地周辺の森林は許可基準に基づいた相当面積を残置することとしております。林地開発許可制度では、開発行為者からの申請があつて初めてその計画を認識するものであることから、将来的な開発の可能性は把握しておりません。	自然環境課
一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会監事 高穂 幸江 委員	その他	地球温暖化は急激に進行しています。気温の上昇や災害を防ぐことを考えますと、二酸化炭素を減らすための努力が私たちに課せられた問題だと思えます。カーボンニュートラルを達成するためのひとつとして、誰も耕作しなくなって荒れ果てた土地に、積極的に植林する等の有効活用もこれからは大切なことではないかと思っております。所有者問題はあります。	農地につきましては、食糧供給や国土保全、防災など国民の生活に大きく寄与してきたところです。 しかしながら、近年、担い手が減少しており、この貴重な財産である農地を将来にわたって持続的に利用するため、集落単位での話し合いのもと、まとまった農地を担い手に貸付け効率的に利用できる取組みを進めております。 また、集落での農地の保全管理や遊休化されている農地所有者等に対して、担い手への貸付けを促すなど遊休農地の発生防止にも努めております。 一方で、条件等が悪く、荒廃が進み、農地として再生が困難であったり、農地として復元しても継続して利用できないところもあり、非農地判断をする取組みについても進めており、林地化するなど農地以外での利活用も必要と考えております。 なお、農振法に係る農用地区域内の土地については、市町村が指定した用途以外の利用や農地転用の制限などにより農業上の利用を確保するとともに、各種の農業施策を集中的・計画的に実施することにより、優良農地の確保並びに地域農業の振興を図っていますが、農用地を植林など農業以外の転用を目的とする場合には、法令等に基づき、除外を行うなど適正な運用と事務処理の迅速化を図っています。同様に、農地法第4条及び第5条に係る農地転用についても法令等に基づき、適正な運用を行っています。	(主)農業担い手対策課 農村計画課
学校法人平成学園理事長 常盤 真知子 委員	文教	出来るだけ森林はそのまま手を付けず、休耕地や耕作放棄地に太陽光パネルを設置の方が有効だと考えています。 絶対反対とは言いませんが、県民感情として森林を減らすこと、休耕地や耕作放棄地があることはもったいないと思えます。	荒廃農地への太陽光発電パネルの設置につきましては、国の「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」により、再エネ導入に向けた農林水産省における対応が示されたところであり、農山漁村地域において再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるスタンスに立ち、農振制度を踏まえ、優良農地を確保しつつ、荒廃農地に再生可能エネルギー設備を設置しやすくするために、再生困難な荒廃農地について、非農地判断の迅速化や農用地区域からの除外の円滑化、農用地区域からの除外手続、転用許可が円滑に行われるよう同手続きの並行処理等の周知徹底及び農山漁村再エネ法による農地転用の特例の対象となる荒廃農地について、耕作の見込みがないことのみで対象となるよう緩和がなされています。 また、営農型太陽光発電について、荒廃農地を再生利用する場合は、おおむね8割以上の単収を確保する要件は課さず、農地が適正かつ効率的に利用されているか否によって判断することなどの緩和がなされています。	(主)農村計画課 農業担い手対策課